

「死活杖祭」の変遷

——近世期の資料を中心に——

山本 淳

はじめに

かつて京都に「**活速神社**」という神社があり、そこで一つの奇妙な祭儀が執り行われていたという。「**死杖の祭**」、あるいは「**活速の祭**」と称したこの祭儀は、江戸時代の地誌『**雍州府志**』¹には次のように記されている。

活速の神社 猪の熊三条の南に在り。昔、刑部省、**斯の辺**に在り。獄を断じて以って死罪を行う。故に**刑死**の人の為めに**斯の社**を建て、祭祀を修して之れを薦す。毎年八月、**神事有**り。死杖の祭と謂う。或いは又、**活速の祭**と謂う。一説に**千本引接寺**、並びに、**壬生の地藏寺**、**毎春修**する所の**念仏会**は元、是れ**刑死**の人の為めに執行する所なりと。

この祭儀については、『滑稽雑談』²などの俳諧書や『和漢三才

図会』³のような百科事典など近世期の諸資料に取り上げられており、それなりの認知度があったことが理解できる。

刑死者の追善供養のために始められたというこの奇妙な名称をもつ祭儀は、現代の辞典にも項目が立てられている。例えば『日本国語大辞典（第二版）』⁴「しかつじようさい」の項には、

【**死活杖祭**】〔名〕京都市中京区猪熊通三条の南にあった**活速**（からはや）神社の神事。死刑にされた人々の追善のためにこの社が建てられ、陰暦八月に神事が行われた。死杖祭（しづえのまつり）。活速祭（いくはやのまつり）。しかつじよう。しかつじようのまつり。《季・秋》

と、およそ『雍州府志』に基づいて説明をされている。また同辞典によるその最も古い用例は永禄二年（一五五九）の『いろは字』⁵という古辞書で、

死活杖祭シクワツヂヤウノマツリ、罪科人ヲ誅処也。京キノクマチハヤノ杜ノ祭ヲ云。

と紹介されている。他に『角川古語大辞典』「しくわつぢやう」の項では、「秋の季語であるが、実際は近世には既に廃絶していた」とあることから、祭儀そのものの実態は恐らく不明であったと思われる。しかし、その名称や起源の特異さから注目され、近世期の諸書に紹介されることになったのであろう。

本稿は、この「死活杖祭」について、まず記載されているものなかで最も古いと思われる資料を紹介し内容を検討し、次に他の資料との比較・検討を通して「死活杖祭」の認識の変遷を確認してみるものである。

一、「職原抄注」にみる「死活杖祭」

この「死活杖祭」が記載される中世期の資料に、『職原抄』の注釈書である「職原抄注」がある。後に紹介するように、その記載内容は「いろは字」より詳細であり、成立時期を考えても「いろは字」を始めとして諸書に引用される「死活杖祭」の記述はこの「職原抄注」を元にしておりという想定も成り立つのである。

ア、「職原抄注」について

そもそも「職原抄」とは、北畠親房が興国元年（暦応三、一三

四〇）に著した中世公家の官職について述べた有職故実書である。神祇官・太政官などの各官衙ごとに列挙された所属職員についてそれぞれ位階・唐名を注し、本文においてその官の起源・職掌などを記す体裁を取っており、それ自体が一種の注釈書の体となしている。またこの「職原抄」に対して、後世になると様々な注釈書が編まれるようになった。これを「職原抄注」あるいは「職原抄」注釈などと呼ばれ、清原宣賢を始めとする清原家に代表される京都系と源頼統の系統を継ぎ足利学校で展開された関東系の二つに分けられる。

幾多の「職原抄注」編纂は、周知のように地方武士社会において官職についての知識が必要となってきた背景が考えられる。そのため、特に関東系の注釈書には様々な説話の引用をもってその特色としており、説話文学を始めとして様々な分野で注目されてきた。

「死活杖祭」は、この「職原抄注」のうち関東系のものに引用されている。それは「職原抄」「刑部省」に対する注の中に見られるものである。この関東系「職原抄注」は、文明年間（一四六九〜七七）頃の安保氏泰なる人物が創始した安保流の流れを汲んでおり、同じ室町時代でも先に紹介した「いろは字」に比べて成立が早いと想定される。

イ、「職原抄注」本文の検討

次に、当該箇所の内容を検討していく。まず、「職原抄」本文¹²

を掲げ、次に「職原抄注」当該箇所を掲げてみる。

【職原抄】上

刑部省 当唐刑部。

【周礼】秋官、大司寇之職也。断獄・刑法及諸詔詔、当省所掌也。本朝先例如此、然而被置_レ檢非違使之後、刑部職掌有名無実。但行_レ贖銅等罪之時、〔猶〕移_レ〔于〕当省。

【職原抄注】

△刑部省 異朝ニハ凡有五刑。墨・劓・荆・宮・大辟、是也。此省主_レ之。其外司禁獄・流罪・死罪之刑法等也。

秋官トハ、秋陰也。主_レ殺物故ニ、草木虫獸万物皆恐_レ殺氣也。故ニ刑部ハ【周礼】秋官ニ当也。此司サ、必罪人ニ刑罰ヲ加レハ也。

〔或記〕云、刑罰、禁獄・流刑・死罪共ニ知_レ之。然ニ、上ノ猪熊之北小路ニ靱負ノ庁有_レ之。爰ニテ犯人ノ輕重ノ是非ヲ定ル所也。又、下ノ猪熊ニ有_レ社。謂_レ之褐速社。爰ニテ行_レ死罪。此社ノ祭、云_レ之死活杖祭。世話云、安付テシクワシヤウノ祭ト云ナリ。秋八月ニ祭之。是ハ、罪ニ死タル者ヲ追善ノ祭也。

如此事共、上古ニハ当省之沙汰ニテ侍リシヲ、人皇五十三代・淳和天皇御宇、天長三年ニ被_レ置檢非違使以來、此職移_レ使庁。

「死活杖祭」の変遷

【抄注】は、まず【抄】の「刑部省」について「異朝ニハ」以下でその司る職掌を説明し、次に「秋官」についての注釈を行い「刑部」の異名（唐名）としている。続けて「或記云」として京都で執行されていた一つの祭儀を紹介している。また、「上ノ猪熊之北小路」にあった「靱負ノ庁」で犯罪者の刑罰を定め、「下ノ猪熊」にあった「褐速社」で処刑を執行していたという。この「褐速社」で八月に刑死者の追善のために開かれていた祭儀を「死活杖（シクワシヤウ）祭」と称したという。さらにこの祭儀はかつては刑部省が担当していたが後に檢非違使庁に移ったという。

以上の「死活杖祭」関連記事をまとめると、次のようになる。

- ① 靱負庁について（所在地・職掌）
- ② 社について（名称・所在地・職掌）
- ③ 祭儀の紹介（名称・時期・目的）
- ④ 職務の移行について

では次に、①～④の内容について検討を行うことにする。

まず①の靱負庁についてである。「上ノ猪熊北小路」は後に「下（ノ猪熊北小路）」とあることから平安京の猪隈北小路の北側であろう。「靱負庁」は檢非違使庁（使庁）のことである。檢非違使庁の所在は、北は鷹司小路・南は近衛大路、東は堀川小路・西は猪隈小路に面した町である。この靱負庁が猪熊北小路に所在した例は不明であるが、檢非違使の庁務が、貞観六年（八六四）から一時市司で執行されたことをうけるか。なお後述するように

【獄令】においてすでに市での処刑は定められており、これを承けてのことかとも考えられる。なお、東市司は北小路の南・七条の北・堀川の西・猪熊の東に所在したらしく、「上ノ猪熊」とする記述には合致しない。罪人の刑罰を定めるというのは、検非違使の職員のうち「志」が中原・坂上両氏出身の明法家が任ぜられ、刑部省や彈正台の職務を奪うほどの裁判機関となっていたことを指しているように。

次に②の社についてであるが、社の名称を「ケソク」と訓ませている。また所在地を「下ノ猪熊」としているが、この付近一帯は、「上ノ猪熊」を含め、かつて平安京東市が所在したことで知られる。市には「市神」が祀られるのが常であるが、東市は市姫社が著名であり「褐速社」の存在を証する史料は未だ例をみえないのが実情である。また、市が処刑を執行する場であった事は【獄令】に「凡そ大辟罪決せば、皆市にしてせよ」とあり、また【延喜式】第二十九「刑部省」では「会集市司南門」とより具体的に示されている。しかしそれは「抄注」にある「褐速社」ではなかった。

次は③の祭儀の詳細についてである。法令で死刑は定められてはいたが、実際に執行される例は少なく、刑死者の追善という八月に祭儀を行うという記述も年中行事として定着していたのか不明である。

最後に④の職務の移行についてである。「死活杖祭」関連業務は天長三年（八二六）に刑部省（当省）から検非違使序（使序）

に移管した、という内容であるが、淳和天皇が左右検非違使序を設置したのは天長元年（八二四）であり、【抄注】の示す年号の根拠は不明である。

以上、【抄注】に記載されている記事内容を考察してみた。すると「褐速社」の所在地はかつての東市であること。「死活杖祭」は刑死者の追善のために八月に執り行われたことが確認された。しかし、その実在に関しては【抄注】と同時代やそれ以前の関連資料が見いだされていないため、慎重な立場をとらざるを得ない、といえるのではないか。しかし、少なくとも、「死活杖祭」はその奇妙な名称とともに、死者、特に刑死という特異な死者に対する追善である点に注意せねばならない。

二、「死活杖祭」類例の比較・検討

さて、この「死活杖祭」については、室町時代の「いろは字」を始めとして様々な資料に紹介されている。本章では、まず管見に入った各資料を紹介し、次に各資料と【抄注】に記載されている内容との比較・検討を行ってみた。「死活杖祭」の記事の変遷を辿ることで、どのようなことが浮かび上がってくるのである。

ア、「死活杖祭」類例

これまでに管見に入った類例は、のべ七例を数える。資料名

と成立年代を次に示す。

- 1 『いろは字』(永祿二年(一五五九)写)
- 2 『増山井』一・八月「死活杖の祭」(寛文三年(一六六三)成立・寛文七年(一六六七)刊)
- 3 『扶桑京華志』一「褐速神社」(寛文五年(一六六五)写)
- 4 『遠碧軒記』上・一(延宝三年(一六七五)写)
- 5 『雍州府志』二「褐速ノ神社」(貞享三年(一六八四)刊)
- 6 『菟芸泥赴』二「九郎判官旧跡」(貞享三年(一六八四)写)
- 7 『をだまき』八月「死活杖の祭」(元禄十年(一六九八)刊)
- 8 『国花万葉記』山城名所一・下「褐速神社」(元禄十年(一六九八)刊)
- 9 『国花万葉記』山城名所二・上「光明山引接寺」(同右)
- 10 『誹諧新式』八月「死活杖の五祭」(元禄十一年(一六九〇)刊)
- 11 『滑稽雑談』十五・八十三「死活杖祭」(正徳三年(一七一三)刊)
- 12 『和漢三才図会』七十二・本山城「かたせむ褐速の神社」(正徳三年(一七一三)刊)
- 13 『諸国年中行事』一・三月(正徳七年(一七二七)刊)
- 14 『わくかき獲纏輪』(宝暦三年(一七五三)刊)
- 15 『類聚名物考』二十一・神祇部十二「祭祀」(安永九年)

「死活杖祭」の変遷

(一七八〇)まで写)

- 16 『類聚名物考』二十一・神祇部十二「手向」(同右)
- 17 『雲錦随筆』三(文久二年(一八六二)刊)

まず成立年代をみると、「いろは字」を除くとその全てが近世に入ってからのものである。また記載されている資料は古辞書や地誌、百科事典や随筆など様々であるが、最も多いのが俳諧書である。祭儀が行われる八月の季語として定着・流布していたことが伺えよう。

イ、比較・検討

では次に、各資料に記載されている記事について「抄注」と比較・検討を行ってみる。前章では「抄注」の「死活杖祭」関連記事をその内容に応じて①④にまとめてみたが、②「社について」をa(名称)・b(所在地)・c(職掌)、③「祭儀の紹介」をa(名称)・b(時期)・c(目的)とさらに細分化してみる。

1、「いろは字」

まず「抄注」と同じ近世以前に成立した古辞書の「いろは字」は、

③ a 「シカフツキガマツリ死活杖祭」

② c 罪科人ヲ誅処也。

② b 京キノクマ

② a ③ a チハヤノ社ノ祭ヲ云。

とある。ここでは、祭儀の名称・目的、神社の名称について紹介

「されてゐる。大筋では『抄注』に準じているが、神社の名称を「チハヤノ社」としている点が異なる。これは『抄注』の「褐速」を「カチハヤ」と訓んだためであろう。

2、『増山井』一・八月

近世初期に成立した北村季吟の季寄せ書である『増山井』では、

③ a 「死活杖の祭」

② b 猪熊の南に

② a 褐速カチハヤの社とてあり。

③ b 昔は毎年八月にこゝにてまつれり。

① これは古刑部のつかさ断獄刑法をさため、五刑をおこなへり。

③ c 其の死罪の者の追善にまつれりと 職原抄の注 にあり。

② a 「褐速」、一説に「チハヤ」とよめり。

とあり、簡略ではあるが④以外の全ての要素を有している。しかし「五刑」という語句は「死活杖祭」関連箇所にはみえないものであり、「褐速」を「カチハヤ」あるいは「チハヤ」と訓んでいるなど「抄注」とは相違をみせる。また③ c 網掛け箇所にあるように、同資料が「抄注」を参照している記述があることに注目したい。近世期における『職原抄』注釈書享受の一端が伺え、興味深い。

3、『扶桑京華志』一

近世初期の地誌、『扶桑京華志』では、

② a 「褐速神社」

② b 在猪熊南。

③ b 八月有「神事」、

③ a 号曰「死活杖祭」。

① 昔刑部省断獄、以行「五刑」、

③ c 故修「祭祀」而弔「七人」、

⑤ 今無「此祭」。

とある。ここでも④がない。①の「五刑」の有無以外は『抄注』に準じており、2の「増山井」との影響関係も伺える。但し、⑤が『抄注』にみられない記事であり、同資料の成立当時（寛文五年（一六六三））にはすでに褐速神社は存在していなかったことが確認できる。

4、「遠碧軒記」上一

続く黒川道祐の膨大な随筆を難波宗建が抄記・編纂した『遠碧軒記』では、

① 古北猪熊に獄舎有、これにて罪の軽重を吟味して、

② b c 重罪は猪熊の下九条の末にて斬罪。

② a この所に活早イキハヤの社とて神社有。

③ a これにて死活場祭といふ事をして、

③ c 斬罪の人を吊ひしと 古き書に有。

⑤⑥今、壬生并千本念仏を融通念仏とまでいへども、右の死活場祭も神社絶ゆる故に、この両場へあづけて祭らするか。両所ともに咎人の吊ゆへに、所司代より米出ると云を

以て見れば是なるべし。

とあり、罪人を処刑する場所を「下九条」とする。祭儀の名を「イケハヤ」とするなどの相違を見せている。ここでの注目点は、まず「いろは字」以降曖昧になっていた社の所在地を「猪熊の下九条の末」と特定、紹介していることである。何を典拠としているかは不明だが、この『遠碧軒記』以降は社の所在地を明示するようになっている。他にも先の『増山井』と同様にこの祭儀が先行資料（「古き書」）に記載されていたこと、そして壬生や千本の念仏狂言の起源を「死活場祭」に求めている点が注目される。特に壬生寺や引接寺（千本閻魔堂）の念仏狂言の起源を本祭儀に求める説は、「死活杖祭」は八月に行われるのに対し念仏狂言は桜の季節である点、寺側の史料には「死活杖祭」はみられない点などから黒川道祐の考証によるものであろう。

5、【雍州府志】一

ところが同じ黒川道祐の著名な地誌、【雍州府志】では、

- ② a 「褐速ノ神社」
- ② b 猪熊三条ノ南ニ在リ。
- ② c 昔、刑部省スノ辺ニ在リ。獄ヲ断ジテ以テ死罪ヲ行フ。
- ③ c 故ニ刑死ノ人ノ為メニ斯ノ社ヲ建テ祭祀ヲ修シテ之ヲ薦ス。
- ③ b 毎年八月神事有リ。
- ③ a 死杖ノ祭ト謂フ。或ヒハ又活速祭ト謂フ。
- ⑥ 一説ニ、千本引接寺并ニ壬生ノ地藏寺毎春修スル所ノ念

仏会ハ、元是レ刑死ノ人ノ為メニ執行スル所也ト。

とあり、記述に相違がみられる。ここでは所在地が「猪熊三条ノ南」であること・『遠碧軒記』と同様念仏狂言の起源として紹介されている点が注目される。これも黒川道祐が何を根拠として所在地を特定しているのかは不明である。そもそも刑部省の所在地は引用文中にみられるような「猪熊三条ノ南」ではなく、三条大路から皇嘉門を大内裏に入つてすぐの西側である。また刑部省は「極ヲ断」ずる機関ではあつても「死罪ヲ行」う刑場ではなかった。【雍州府志】以降の諸資料は「猪熊三条ノ南」とそのまま踏襲しており、いかに同書が強い影響力を持っていたが伺える。

6、【菟芸泥赴】一「九郎判官旧跡」

北村季吟の著した地誌である【菟芸泥赴】には、

- ① 或人云むかし鞆負庁四条猪熊の北に在。こゝにて罪人を刑せし。
 - ② a 褐速社あり。
 - ② b 四条猪熊の南に
 - ③ b 毎年八月に
 - ③ a 死活杖の祭をなして
 - ③ c 死者の者の追善をなせりければ此所に檢非違使の判官太刀かけし事あるにや。
- とある。内容はおよそ【雍州府志】に準じているが、社の所在地を「四条猪熊の南」とするなどの違いもみせる。
- 7、【をだまき】八月

季寄せ書である「をだまき」では、

- ③ a 「死活杖の祭」
- ② b みのくまの南に
- ② a 「褐速カキヤの社」とて有。
- ③ b 昔は毎年八月にこゝにてまつれり。
- ① これはいにしへ刑部の司断獄刑法をさため、五刑を行へり。

③ c 其死罪の者の追善にまつれりと云々。
とあるが、これは「増山井」の記述に準じているといえよう。

8、「国花万葉記」山城名所一・下
地誌「国花万葉記」には、

- ② a 「褐速神社」
- ② b 猪熊三条ノ南ニ在。
- ② c むかし刑部省とて籠舎獄屋カシヤクヤの罪を定むる所此辺に有、
- ⑤ 故に刑罪死科の人のために此社を建て祭を行ひ
- ③ b 毎年八月に神事有。
- ③ a これを死杖シシヱの祭と云、又活速イキヤの祭と云。

⑥ 一説に、每春千本引接寺并壬生イシセウの地藏堂にて行はる念仏会の狂言はもとこれ刑死のもの、為と云々。千本は桜花のさかりを待て念仏をはしむ。毎度定れる日なし。此花のさかりなる枝を折てかならず所司シヨウジ庁へ献じ其命に由て念仏をはしむる恒例也。是其謂なるべし。

とある。⑥の念仏狂言の起源に増補がみられるが「雍州府志」に

準じた記載といえよう。

9、「国花万葉記」山城名所二・上「光明山引接寺」
なお、「国花万葉記」にはその念仏狂言が伝わる引接寺（千本閻魔堂）の項にも、

- ⑥ 千本閻魔堂（中略）此寺に方丈の庭に普賢象の桜あり。毎春さかりの枝を所司職へ献して恒例花鎮カネシメの融通踊カネリ念仏をはしむ。（中略）此念仏と壬生念仏の恒例は

- ① 古へ刑部省に
- ③ a 活速祭イキヤサブリとて
- ③ c 刑獄の罪□をとふらはれし
- ⑥ 其遺法なりとかや。誠に一枝を取て庁へ捧て賜祿を承り念仏会を勤るといふ。

と略述ながら同様の記述がみられる。

10、「俳諧新式」八月
「をだまき」などの書を訂する意図で青木鷲水アヲによって編集された季寄書「俳諧新式」では、

- ③ a 「死活杖の祭」
- ② b 洛西猪の熊の南に
- ② a 「褐速の社」とて有。
- ③ b 昔は毎年八月□にて祭れり。
- ① 是はいにしへ刑部の司断獄刑法をさため、五刑を行ひしかは、
- ③ c 其死罪の者の追善に祭り。

とあるが、これも『増山井』に内容に準じている。

11、『滑稽雑談』十五・八三

近世の俳諧歳時記で最も詳細であり後世への影響も大きかった『滑稽雑談』も「死活杖祭」について採り上げている。

③ a 「死活杖祭」

② b 猪熊三条南に在、

① むかし刑部省とて籠舎・獄舎の罪を定むる所此辺に有。

③ c 故に刑罪死科の人のために、此社を建てて祭を行ひ、

③ b 毎年八月に神事有。

③ a これを「死活杖の祭」と云、又「活速の祭」と云ふ。

⑥ 一説に、毎春千本引接寺并壬生地蔵堂にて行はる念仏会の狂言は、もとは刑死のものの為と云々。千本は桜花のさかりを待て念仏をはじめ。毎度定る日なし。此花のさかりを待て枝を折て、必所司庁へ献じて、其の命よて念仏をはじめむる恒例也。其謂なるべし。

④ a 又「褐速祭」とも云。

⑤ 当世此祭の沙汰なし。

⑥ 右念仏にかはりたるゆへにや考ふべし。「壬生は三月十四日より廿四日迄なり」

ここでは『雍州府志』や『国花万葉記』を引用していることがわかるが、祭儀の名を「死活杖祭」とする点・異称として「褐速祭」を挙げている点が異なる。

12、『和漢三才図会』七二・本山城

近世期の一大百科事典である『和漢三才図会』にも紹介されている。

② 「^{かたは}褐速の神社」

② b 猪の熊三条の南に在り。(褐は音商^{ナカ}、強鬼を逐ふ。)

① 上古、刑部省此の辺に在り。今謂ふ牢舎獄屋なり。

③ c 刑死の者の為に社を建てて其の鬼を祭る。

③ b 毎年八月神事有り。

③ a 之れを「死杖の祭」と名づく。又「活速の祭」と曰ふなり。

⑥ 中古、浮屠千本の引接寺及び壬生の地藏堂に於て念仏会を行はる。是れ刑死の人の為か、定れる期無し。千本の桜花の盛を候つて、始めて念仏会を為す。但し花の枝を折採りて所司の庁に献じ、命令を承けて之れを勤むの恒例なり。

平凡社東洋文庫本では「^{かたは}褐速」とあり『国花万葉記』からの引用と注記されているように、その記述は『国花万葉記』に準じている。

13、『諸国年中行事』一・三月

内裏・寺社の年中行事を紹介している操庵子著『諸国年中行事』では、

⑥ (京) 千本焰魔堂念仏、千本通の北、蓮台寺の南にあり、光明山引接寺と号す。(中略) 当寺に普賢象の桜の名木あり。毎春花のさかりに枝を切て、所司の庁に献上

す。(中略)これを資料として花鎮の融通踊躍(おどり)念仏をはじめ、さまざまの狂言をなす。

① 是はいにしへ刑部省に

② a 活速の祭として、

③ c 獄やの罪死せる者共をとぶらはせし遺法なり。

④ 文永の比、如輪上人はじめて執行とりまかる。日よりの日ばかり

⑤ 十日が間也。

とあり、記載順に異同があつたり創始者を「如輪上人」とするなどの他にみられない増補はあるが『雍州府志』『国花万葉記』に準じたものとなっている。なお、如輪上人が始めたとされるのは『徒然草』二二八段②にあるように、大報恩寺(千本釈迦堂)の釈迦念仏であり、「死活杖祭」との関連は他にみられない独自のものである。

14、『箋纏輪』

難解な季語の考証を行った千梅著の『箋纏輪』では、

③ a 「死活杖ノ祭」『和漢三才図会』二曰、

② a 褐速カチカチノ社トテ

② b 猪ノ熊イノクマ三条ノ南ニアリ。

① 上古ハ刑部省刑部省此辺ニアツテ、

③ c 死刑ノ者ノタメニ社ヲ建、其鬼ヲ祀イソギヲマツル。

③ a コレヲ死杖シムエノ祭ト云イ、又活速ノ祭ト名ツク。

⑥ 中古ニ至、僧家千本ノ引接寺及壬生ノ地藏堂ニライテ大念仏会ヲ行フ。是刑死ノ者ノ為ニシテ、

⑤ 此褐速ノ祭ノ絶タルヲ繼つづ也ト云々。

とあるが、③ a にみられるように『和漢三才図会』を参照している。

15、『類聚名物考』神祇部十二「祭祀」

近世中期の山岡浚明の手になる百科事典『類聚名物考』には、

③ a 死活杖祭

③ a 死杖祭 しづえのまつり

※『和漢三才図会』褐速イソギカチの祭として猪熊三条の南に有り。上古は刑部省牢獄屋也。此辺に有て死刑の者の為に社を建てその鬼を祀る。是を死杖の祭といふ。又活速の祭と名づく。中古に至り僧家千本の引接寺および壬生の地藏堂に於て大念仏会を行ふ。是死刑の者の為にしてこの褐速祭の絶たるを繼となり。

とあり、『和漢三才図会』から引用している。ただ「死活杖祭」という呼称は『和漢三才図会』にはみられないもので注意が必要である。

16、『類聚名物考』神祇部十二「手向」

同じ『類聚名物考』にはもう一箇所紹介されている。

③ a 活速祭 いきはやのまつり

※〔諸国年中行事大全〕三月甲午⑥京千本閻魔堂念仏、千本通の北、蓮台寺の南に在り。光明山引接寺と号す。(中略)当寺に普賢象の桜の名木あり。每春花の盛りに枝を切て、所司の庁に献上す。(中略)是を資料として

花鎮の融通踊躍念仏をはじめ、さまざまの狂言をなす。

① 是は古へ刑部省に

③ a 活速祭とて、

③ c 獄屋の罪死者ともをとふらはれしその遺法なり。

⑥ 文永の比、如輪上人始めて執行はる。日よりの日ばかり

十日が間也。

以下ここでは、『諸国年中行事』から引用している。

17、『雲錦隨筆』三

暁晴（木村兼葭堂）の隨筆『雲錦隨筆』には、

② b 京洛猪熊三条の南に

② a 活速神社といふあり。

① 是は往昔刑部省（斷獄刑法つかさどる所也。刑部卿の下

に刑部大輔少輔あり。刑部丞大判事囚獄正等あり。囚獄

正は獄舎を掌る官人なり）斯辺にあり。獄を断じて以て

死罪を行ふ

③ c 故に刑死の人の為に此社を建て祭祀を修して而して之を

薦す。

③ b 毎年八月に神事あり。

c a 「死杖祭」といふ。或は又「活速祭」といふと、『雍州

府志』に見えたり。

⑥ 又一説に千本の閻魔堂（引接寺といふ）并に壬生の地藏

堂（心淨院或は壬生寺又宝幡寺といふ）等にて行はる、

念仏会の狂言は元是死刑人の為に執行する所也と云。毎

年閻魔堂の前なる普賢象の桜花の開くを期とし、寺僧一
枝折て京兆尹に献す。即ち米三斛五斗を賜ふ。之を以て
七ヶ日念仏の料とす。是全く刑死者の為に修する法事
故に如斯公より施米を下さると也。

とある。全体としては『雍州府志』に拠っているが、後半部
（⑥）は『諸国年中行事』に準じた内容となっている。なお同書
卷三日録には「京洛活速の神社死杖祭」と振り仮名が振られて
いる。

以上、各資料の比較・検討を行ってきた。祭儀の時期を「八
月」とすることから季寄せ書（増山井）に取り上げられ、季語
としての認識がなされた。それが廃絶していたにも関わらず神社
や祭儀（地誌など）としての認識がなされるようになっていった
ことが確認できる。また『雍州府志』や『和漢三才図会』からの
直接引用を示しているものもある。

ウ、ポイントの整理

最後に、各資料の比較を三点に絞って改めて確認してみる。

まずは活速社の所在地・名称（抄注）の② a・b）である
が、『抄注』の「（下ノ）猪熊」に準じているものは1（「いろは
字」）・2（増山井）・3（扶桑京華志）・7（「をだまき」）
10（『俳諧新式』）である。他に「三条猪熊」とするものに5
（『雍州府志』）・8（『国花万葉記』）・11（『滑稽雑談』）・12（『和
漢三才図会』）・13（『篋纏輪』）・17（『雲錦隨筆』）があり、「猪熊

の下九条の末」とするものに4（『遠碧軒記』）、「四条猪熊の南」とするものに6（『菟芸泥赴』）がある。社の名称については、『抄注』に準じているものは、2・3・5・8・10・12・14・16

・16）があり、「活早（イクハヤ）の社」とするものに4がある。また「活速」を「カチハヤ」と読んでいるものは2がある。他に「チハヤノ社」（1・2）とあるものは「カチハヤ」と同根であろう。次に祭儀の名称（③a）であるが、「死活杖祭」と表記する資料は1・2・3・6・7・10である。4は「死活場祭」とするが「死活杖祭」に準じていると考えられる。「死杖祭・活速祭」とするものは5・8・9（活速祭のみ）・12・13（活速祭のみ）・14・16（活速祭のみ）・17、「死活杖祭・活速祭・活速祭」とするものは11、「死活杖祭・死杖祭」は15である。最後に念仏狂言との関連（⑥）であるが、4・5・8・9・11・17と実に数多くの資料で見られるのである。

以上のことから各資料を活速社の所在地から大きく三つの系統に分類できよう。それは『抄注』からの引用に基づき2（『増山井』）を直接の典拠としている系統のもの（1・3・7・10）と、活速社の所在地を「猪熊三条」とする5（『雍州府志』）の系統（5・6・7・9・11・17）、そしてその両者を繋ぐ4である。特に『雍州府志』が後代へ与えた影響は大きく、黒川道祐の考証がそのまま現在まで通説となっているのである。

おわりに

本稿では、まず「死活杖祭」記載の最も古い資料が「職原抄注」であることを紹介した。次に同祭儀を記載する諸資料の比較・検討を行ってきた。以上のことから、この「職原抄注」記載の「死活杖祭」に関する記事が、以降の諸資料の記述の基になったといえよう。従来「いろは字」が最古と紹介されていたが同書自体が「職原抄」を引用していることから、「死活杖祭」を通して「抄注」を含めた「職原抄」享受の一端が伺え注目される。またこうした「抄注」の享受は、始めは「増山井」に「職原抄の注にあり」とあるように近世期に入ってからも諸資料に散見されたが、『遠碧軒記』で一旦屈折して『雍州府志』に始まる系統に分かれていくことが確認された。

この「死活杖祭」については、近世初期に「職原抄注」が古の京都を伝える資料として引用されるようになったことから、それなりに人々の関心を集めていたことが分かる。特に秋の季語として認知されていく一方で、「今無此祭」（『扶桑京華志』）とあることから「遠碧軒記」以降にみられる念仏狂言の起源譚として新たに解釈されるようになったと考えられる。しかし「死活杖」という特異な名称や祭儀の機能・社の存在した「市」という空間などの問題についてはまだ不明な点が多く、続考を期したい。

注

- (1) 黒川道祐著、貞享元年（二六八四）開板。本文引用は、宗政五十緒校訂『雍州府志』上（岩波文庫、二〇〇二・三）に拠る。以下、資料の引用に際しては、句読点や括弧を付す・字体を現行のものに改める・改行する・振り仮名を省略する・判読不明の文字は□で示すなど、適宜表記を改めた（以下同じ）。
- (2) 其諺著、正徳三年（一七一三）序。
- (3) 寺島良安著、正徳五年（一七一五）跋。
- (4) なお近世期の諸資料記載の内容については、第二章で検討を行う。
- (5) 本文引用は、鈴木博著『妙本寺藏永祿二年 いろは字影印・解説・索引』（清文堂出版、一九七四・五）に拠る。
- (6) 以下本稿では、この祭儀を「死活杖祭」と称する。
- (7) 小峯和明氏「職原抄」注釈と説話」（『説話の言説—中世の表現と歴史叙述』〈森話社、二〇〇二・七〉所収）。初出は「説話資料としての『職原抄』注釈—関東系を中心に—」（『説話文学研究』三三二、一九九七・六）。
- (8) 小峯氏前掲論考、相田実氏「関東系『職原抄』注釈学をめぐる—その聖典意識—」（『日本語の文化史—中世説話の〈意味〉』〈笠間書院、一九九八・二〉所収）など。
- (9) 例えば「旅宿問答」（永正七年（一五一〇）頃成立か）（統群書類従三三三上〈統群書類従完成会、一九五八〉）に

「死活杖祭」の変遷

- (11) 相田氏前掲論考など参照。
- (12) 引用は、平田俊春・白山芳太郎両氏校注『北畠親房（下）』（神道大系編纂会、一九九二・十二）に拠り、以下「抄」とする。
- (13) 引用は、『職原抄』注の引用は内閣文庫蔵『職原聞書秘鈔』（元・享二冊。近世初期写）に拠り、以下「抄注」とする。引用箇所は同書上巻（二九）にある。なお、『職原抄注』諸本は膨大であるため、今回は主に同書を取り上げ、適宜同系統の京都女子大学吉沢文庫蔵本（『職原抄』）を参照することとする。
- (14) なお京都女子大学吉沢文庫蔵本との主な異同は以下の通り。「掲速」↓「掲速連」、「世話云」↓「俗云」、「死ニタル者ヲ」↓「死ニタル者ノ」、「上古」↓「ト」、「天長三年」↓「天長二季」。
- (15) 本文では「治」とあるが「活」の誤字とする。
- (16) 本稿では「然二」以降を関連記事として扱う。ちなみに「如此事共」以下は、「侍リシヲ」という表現から「或

記」からの引用ではなく注釈者のコメントの箇所と推される。一方で「共ニ知之」までが「或記」からの引用で、「然ニ」以降がそれを具体的に「死活杖祭」で説明する注釈者の付注とも考えられる。

(17) なお「北小路」という通は、他に現在の今出川通に相当する通も存在するが、平安京の外になってしまつたためここでは該当しない。

(18) 角田文衛氏監修『平安時代史事典』(角川書店、一九九四・四)「檢非違使」の項、角田文衛氏総監修『平安京提要』(角川書店、一九九四・六)「左京一条」など。

(19) あるいは東市における猪熊小路に対して西市を南北に貫く通を「西靱負小路」と称することに関連するか。

(20) 『平安時代史事典』「市司」の項。

(21) 引用は井上光貞氏他校注『律令』(岩波書店、一九七六・十二)に拠る。

(22) 引用は虎尾俊哉氏校注『延喜式(下)』(神道大系編集会、一九九三・八)に拠る。

(23) ただ公家日記などの現存する記録に残っていないだけで、実際に「褐速社」などと称される小祠が祀られていた可能性はある。

(24) 旧暦八月に祭儀が行われる点は、死霊鎮魂の踊り念仏(六齋念仏など)や祖霊信仰の彼岸会といった民間信仰との関連も想定される。

(25) 京都女子大学吉沢文庫蔵本では「天長二季」。『職原抄』「檢非違使」項は「天長年中、准唐朝置使庁」とあるが、『抄注』当該箇所には年号についての記述はみられない。なお淳和天皇の檢非違使庁設置年は天長年間を含め諸説存在した。詳しくは小川清太郎氏著『檢非違使の研究・庁例の研究』(名著普及会、一九八八・十二 後刻版) 参照。

(26) 各資料の引用は、それぞれ以下の通り。「いろは字」(妙本寺蔵永祿二年いろは字影印・解説・索引)(清文堂、一九七四・五)、「増山井」(近世前期歳時記十三種本文集成並びに総合索引)(勉誠社、一九八一・十二)、「扶桑京華志」(神道大系神社編四)「宮中・京中・山城国」(神道大系編纂会、一九九二・三)、「遠碧軒記」(日本随筆大成)「一〇」(吉川弘文館、一九七五・九)、「雍州府志」(新修京都叢書)「一〇」(臨川書店、一九六八・八)、「菟芸泥赴」(新修京都叢書)「十二」(臨川書店、一九七一・九)、「をだまき」(近世前期歳時記十三種本文集成並びに総合索引)、「国花万葉記」(大阪府立中之島図書館蔵)、「誹諧新式」(近世前期歳時記十三種本文集成並びに総合索引)、「滑稽雑談」(滑稽雑談)(ゆまに書房、一九七八・十二)、「和漢三才図会」(日本庶民生活史料集成二九)「三二書房、一九八四・十一・二刷)、「諸国年中行事」(続日本随筆大成)別巻(国書刊行会、一九二五・六)、「篋纏輪」(鳥居清「篋纏輪」

繹刻(三三)〈親和女子大学研究論叢〉十二、一九七九・二〇〇三・十二)、『類聚名物考』第一冊(近藤活版所、一九〇三・十二)、『雲錦隨筆』(『日本隨筆大成』一、三(吉川弘文館、一九七五・四))

(27) なお『抄注』の記事と異同がある場合は白抜き(●)などで、『抄注』にみられない独自の記載がある場合は⑤(祭儀の消息)・⑥(祭儀の継承)と新たに項目を立てた。

(28) 念仏狂言については、植木行宣氏「大念仏と大念仏狂言」(『壬生寺展』(京都文化博物館、一九九二・十一)所収)、山路興造氏著『京都 芸能と民俗の文化史』(思文閣出版、二〇〇九・十一)所収「大念仏狂言考」など。

(29) 「猪熊三条」という地から「中山神社(石上明神)」が連想されるが、『雍州府志』では同社の所在地は「猪熊姉小路」とある点・「石上明神」の次に「褐速神社」が立項されている点から両社に関連性はないと考えられる。しかし実際の中山神社は「六角の南、堀川の西」(『菟芸泥赴』)〈引用は『神道大系 神社編四』「宮中・京中・山城国」〉とあるように、六角通と蛸薬師通の間に所在する。

(30) 『拾芥抄』中本・百官部第一に「刑部省(改三義部省。宮城内皇嘉門内西掖)」とある。引用は『新訂増補故実叢書』二二(明治図書出版、一九五二)に拠る。

(31) 安良岡康作氏訳注『徒然草』(旺文社、一九八三重版)。(32) 『抄注』は「褐速」に「ケソク」と振り仮名をあててい

るがおそらく本来は「カツソク」であったか。

(33) 現在の各辞典にみられる解説はこの『雍州府志』の記述内容に拠っており、必ずしも「死活杖祭」全体の姿を示しているわけではないことが分かる。

(34) 注(5)『妙本寺蔵永祿二年 いろは字 影印・解説・索引』「解説」に、書名を明記した引用など三例を紹介している。

(35) 多くの異伝・俗伝といった説話を収載する関東系の『抄注』を引用している点は注目される。

(36) 呪具としての「死活杖」や「猪熊北小路」という空間、さらには「死活杖祭」に関する資料を通して『職原抄』の機能を考察する予定。

〔付記〕

本稿は、伝承文学研究会関西例会(二〇〇一・七・二二)、軍記語り物研究会第三四回例会(二〇〇二・四・二二)、日本宗教学民俗学会例会(二〇〇五・七・九)、立命館大学日本文学会研究例会(二〇〇九・四・十二)での研究発表の一部をまとめたものである。各会発表時において御意見を賜りました各氏に深謝申し上げます。

また、本稿をなすに当たり、貴重な所蔵資料の閲覧・複写をお許しいただきました各機関に厚く御礼申し上げます。

(やまもと・じゅん 本学非常勤講師)